

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

- 一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

- マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

- 購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額(購入口数×1口あたりの購入価額)に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例1) 口数指定で購入する場合(円貨決済)

購入価額 10,000円(1万口あたり)で100万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10,000 \text{円} \times 100 \text{万口} \div 10,000 \text{口} \times 3.3\% = 33,000 \text{円}$ となり、合計 1,033,000円(税込) お支払いいただくこととなります。

(例2) 口数指定で購入する場合(外貨決済)

購入価額 10米ドル(1口あたり)で1万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10 \text{米ドル} \times 1 \text{万口} \div 1 \text{口} \times 3.3\% = 3,300 \text{米ドル}$ となり、合計 103,300米ドル(税込) お支払いいただくこととなります。

(例3) 金額指定で購入する場合([]内は外貨決済を選択した場合の例)

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額(税込)は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)

以 上

(2024年3月)

KTM_TOUSHIN_2.2

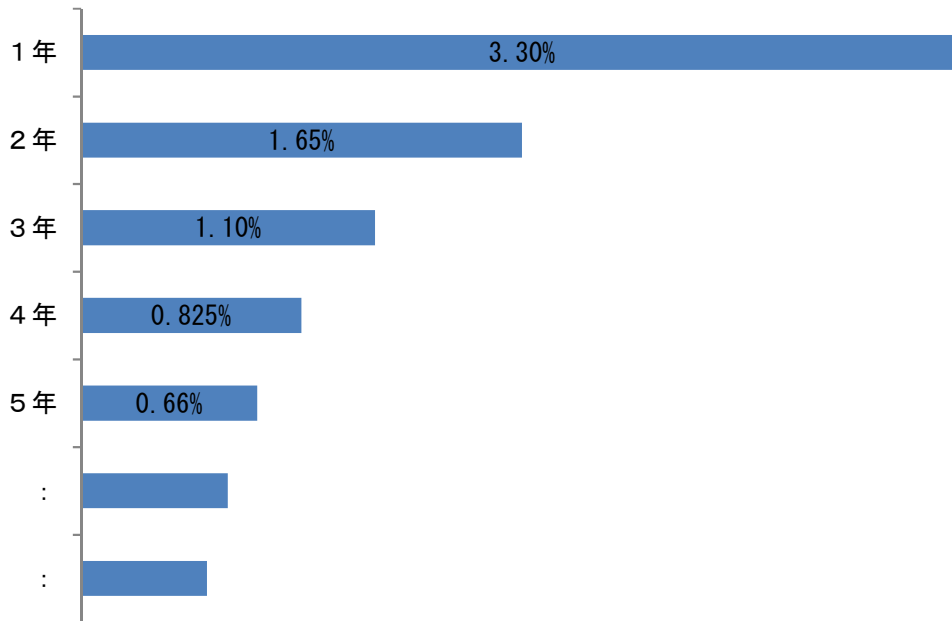
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくが、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)

2024年12月

受益者の皆さまへ

あおぞら投信株式会社

信託事務の諸費用の引き下げに関するご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社公募投資信託につきまして、投資信託から支弁する信託事務の諸費用等のうち、投資信託の計理業務に係る費用を対象外とする信託約款の変更を2024年12月11日付にて実施いたしました。この変更に伴い、信託事務の諸費用にかかる費用については、上限率が信託財産の純資産総額の**年率 0.2%**から、**年率 0.1%**に変更となり、目論見書等の資料につきましても順次記載を変更する予定です。

弊社としましては、本信託約款の変更および目論見書の記載内容の変更につきましては、費用項目の削除および上限比率の引き下げであり、重大事項の変更には該当しないものと判断しておりますので、受益者の皆さまによる書面決議等の手続きはございません。

今後とも、弊社投資信託をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

<本件に関するお問い合わせ>

あおぞら投信株式会社 TEL : 050-3199-6343 受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時

あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド

愛称:まくあき

追加型投信/国内/株式



愛称

まくあき

※「まくあき」は商標登録申請中です。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

 あおぞら投信株式会社
AOZORA

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2771号

設立年月日: 2014年2月4日

資本金: 4億5,000万円(2024年7月末現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 442,340百万円
(2024年7月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

照会先

■ ホームページアドレス

<https://www.aozora-im.co.jp/>

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

● ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。また、本書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

● ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 電話番号

050-3199-6343

受付時間:
営業日の午前9時から
午後5時まで

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記の属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

商品分類及び属性区分の内容につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うあおぞら・日本株式アラインメント・ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年10月16日に関東財務局長に提出しており、2024年11月1日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドの商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ご投資家の皆さまへ

あおぞら投信では、お客さまの大切な資産形成のお役に立ち、豊かな人生を過ごすための投資信託として、運用手法やスキームに特色をもち長期投資に資する投資信託を開発しました。

「まくあき」の正式名称は「あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド」です。アラインメントは、連携・同盟・整列・調整等と訳されますが、この投資信託にご投資いただくお客さまと運用会社との“連携を重視し”“利害の一致を追求する”という想いを込めて命名しました。

本投資信託の特色は、信託報酬*のうち、投資対象ファンドにおいて運用の基本報酬をいただくかず、企業の本源的価値を徹底して分析し大幅に割安となっている銘柄群を中心に投資をし、運用成果としてベンチマークに対してプラスの超過収益を獲得した際にのみ報酬を受領し、ベンチマークに対してマイナスとなった場合には報酬を払い戻すという『払い戻しメカニズム』のある成功報酬体系です。運用会社が何を達成したかにフォーカスしており、お客さまと運用会社のベクトルを一致させ、運用の果実を共に享受していきたいと考えています。まさに、新たな日本の資産運用業の「まくあき」を目指し、お客さまと日本の未来への投資機会を提供する商品と考えております。

あおぞら投信

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

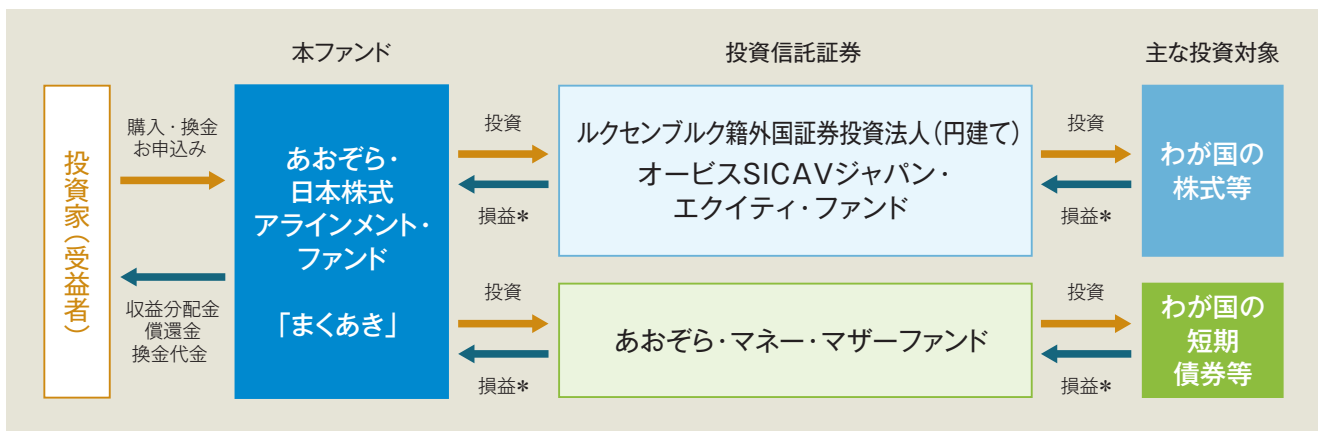
ルクセンブルク籍の外国投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行い、実質的に日本の株式等に投資をすることで信託財産の長期的な成長を目指します。

<指定投資信託証券の一覧>

ルクセンブルク籍外国証券投資法人 オービスSICAVジャパン・ エクイティ・ファンド	主としてわが国の株式に投資します。長期的観点に立った詳細なボトムアップリサーチに注力し、株価が本源的価値を大きく下回る銘柄への投資を一貫して行うことで、優れた長期リターンの実現を目指します。
親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド	本邦通貨表示の短期公社債等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの仕組み>

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下、「オービス社」ということがあります。)および委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



※ 上記は有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

2 お客さまの利益の追求を目指す運用報酬体系

- 本ファンドの信託報酬*のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬は徴収しません。
- 払い戻しメカニズム(リファンダブル方式)のある成功報酬体系を適用します。

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。詳しくは、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

【払い戻しメカニズム(リファンダブル方式)とは】

投資対象ファンドは運用パフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを上回らない限り、運用報酬を徴収しません。

一方、ベンチマークのパフォーマンスを下回った場合は、運用報酬をファンドに払い戻します。

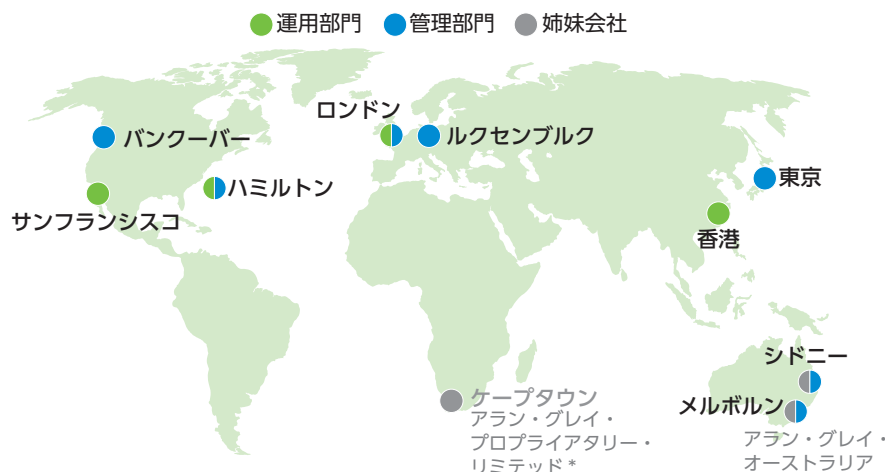
詳細は、後述の『「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系』をご覧ください。

3 わが国の株式に投資する投資対象ファンドの運用は「オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド」が行います。

- 創業来、本源的価値に対し、割安と考える銘柄への投資によって、お客さまに長期的な超過収益をお届けすることに専心しています。
- 英国領バミューダ(首都ハミルトン)に本社を置くオービス社は、世界各地に拠点を構えており、中でもロンドンが最大規模の拠点です。ロンドンオフィスには、投資リサーチ、ポートフォリオ・マネジメント、トレーディング、ファンド・オペレーション、法務、コンプライアンスなどの機能があり、ロンドンにおける従業員数は同社グループ全体の約40%を占めています。オービス社は、旗艦戦略であるグローバル株式戦略、日本株式戦略を含む単一国戦略、マルチアセット戦略など、多岐にわたる運用戦略を提供しています。投資対象ファンドの運用はロンドンにて行われます。

<グループ概要> 2024年6月30日時点

- ファundamental、長期、コントラリアンな思想
- 10拠点 - 4つの運用拠点
- 63名の運用プロフェッショナル
- 顧客資産残高377億米ドル
- 50ヶ国以上にわたる顧客ベース



出所:オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

※オービス社の常勤従業員のみ。63名の運用プロフェッショナルは、36名の株式アナリスト、8名のマルチアセット・アナリスト、9名のクオンツおよびデータ・インサイト・アナリスト、2名の通貨アナリスト、8名のトレーダーで構成されています。

*アラン・グレイ・プロプライエタリー・リミテッドは1973年に創立し、1974年より顧客資産の運用を開始しました。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

オービス社の運用手法

- 市場で過小評価されている銘柄の発掘と確信ある投資判断
- コントラリアン（他とは異なる銘柄選択＝過小評価された銘柄の発掘）なポジションの構築
- 見解が功を奏するまでに時間を有しても、確信がある限り、忍耐強く待ち続ける投資スタイル

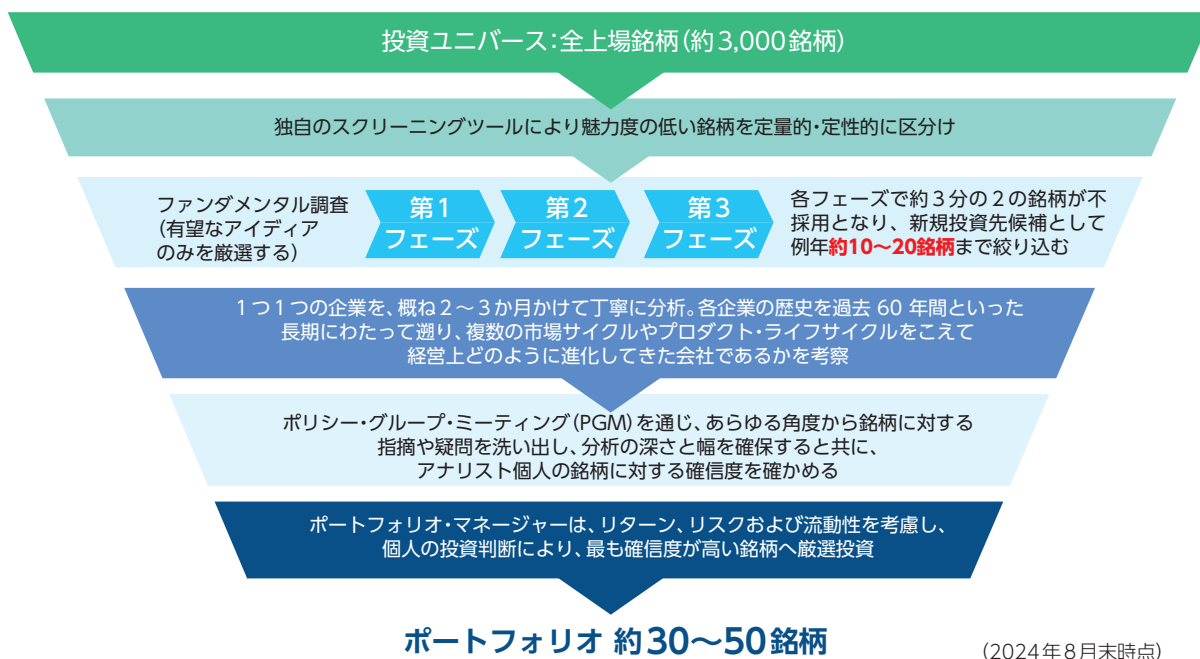
運用プロセス

1. 運用プロセス

- オービス社のファンダメンタル・リサーチでは、対象企業に対し、十分な時間をかけ綿密な分析を行います。
- コントラリアンな運用を成功に導くのは、運用プロフェッショナルであるアナリスト個人の優れた投資アイデアであると考えていることから、運用プロセスはコンセンサスをとるのではなく、個人の考えを重視しています。
- 「ポリシー・グループ・ミーティング」を通じてアナリスト同士で意見を戦わせ、より洗練された投資アイデアのみがお客様のポートフォリオを構成するよう設計されています。

2. 銘柄選定プロセス

ファンダメンタル・長期・コントラリアンという3本柱のアプローチのもと、オービス社の考える長期的な企業価値（「本源的価値」）に対し株価が割安になっている銘柄を発掘するため、企業を深く丁寧に分析します。個人によるコントラリアンな投資判断を可能にするため、合議制はとりません。そして、厳選された銘柄のみがポートフォリオに組み込まれます。



※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。
※上記は投資対象ファンドの運用プロセスについて、オービス社のデータに基づき委託会社が作成したものです。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの分配方針

原則として、年1回の決算時(毎年11月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わない場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

投資対象ファンドの概要

ファンド名	オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国証券投資法人(円建て)
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主としてわが国の株式に投資します。長期的観点に立った詳細なボトムアップリサーチに注力し、株価が本源的価値を大きく下回る銘柄への投資を一貫して行うことで、優れた長期リターンの実現を目指します。
主な投資制限	①わが国の株式を主要投資対象とします。 ②1発行体が発行する証券への投資は、純資産総額の10%以下とします。 ③1企業の発行済株式数の10%を超える投資は行いません。 ④投資目的に適用範囲で、金融派生商品に投資することがあります。ただし、金融派生商品を通じた実質的なエクスポージャーが純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬:固定報酬はありません。成功報酬として、ベンチマーク(TOPIX*(税引後配当込み))に対する超過収益の38%のうち一定の条件を満たす額が、払い戻しメカニズム付準備基金を通じて支払われます。 その他の費用:受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 *TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。(以下同じ。)
投資顧問会社	オービス・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルク)・エス・エー
管理会社	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
決算日	毎年12月31日
課税関係に関する注意事項	当該ファンドはルクセンブルク籍外国証券投資法人であり、所得税法第176条第1項に規定する「証券投資信託」に該当せず、当該ファンドから投資した株式より生じる配当等の収益については、課税特例の対象外となるため、配当等に対し15.315%の所得税が課税されます。

ファンド名	あおぞら・マネー・マザーファンド
ファンド形態	親投資信託
投資目的	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	本邦通貨表示の短期公社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③外貨建資産への投資は行いません。
運用報酬等	ありません。
運用会社	あおぞら投信株式会社
決算日	毎年3月15日

※上記は有価証券届出書提出日現在予定されている投資対象ファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

追加的記載事項

(ご留意事項) 本項の記載内容は、本ファンドの投資対象ファンドの報酬体系を説明しています。本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系

本ファンドの信託報酬^{*}のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬はゼロかつてない成功報酬体系を採用し、お客さまの利益の追及を目指します。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系とは

通常の成功報酬ファンドとの違い

<通常の成功報酬ファンドの運用報酬>

運用報酬=(1)基本報酬+(2)成功報酬

<本ファンドの投資対象ファンドの運用報酬>

運用報酬=±成功報酬のみ(日次)

ファンドのリターンがベンチマークを上回った場合はプラスの成功報酬をファンドからお支払いいただきますが、ベンチマークを下回った場合はマイナスの成功報酬をファンドへ払い戻します。

Case1

ベンチマーク(TOPIX(税引後配当込み))を上回った場合のみ成功報酬の支払いが発生

「プラスの成功報酬」

ベンチマークを上回った部分の38%がファンドから成功報酬として支払われ、フィー・リザーブにプールされます。

Case2

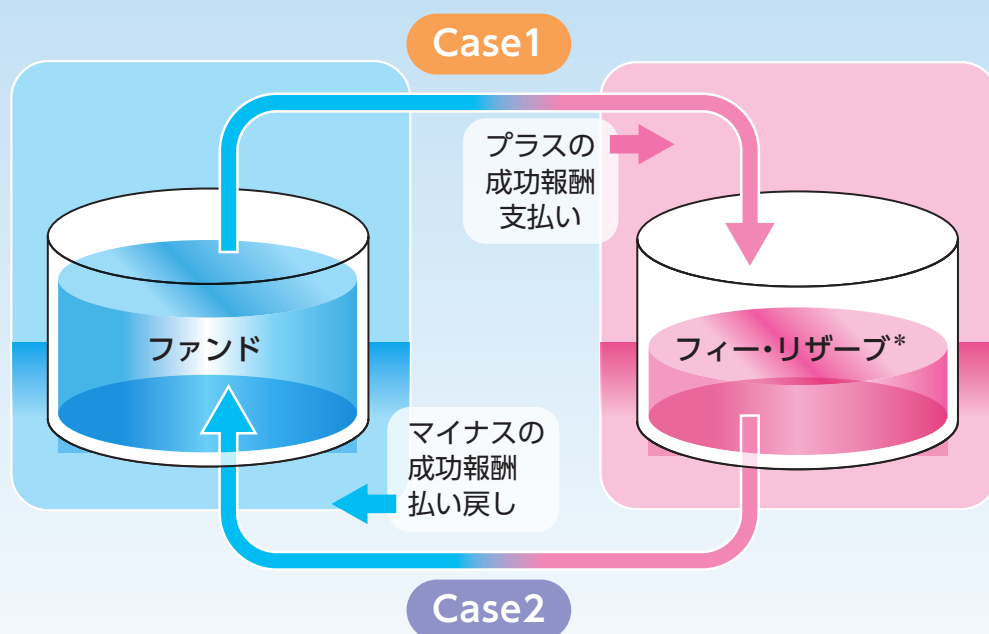
「払い戻しメカニズム」

ベンチマーク(TOPIX(税引後配当込み))を下回った場合に成功報酬の払い戻しが発生

「マイナスの成功報酬」

ベンチマークを下回った部分の38%がフィー・リザーブからファンドに払い戻されます。

運用報酬体系のイメージ図



* フィー・リザーブは、ファンドのパフォーマンスがベンチマークを下回った場合に備え、ファンドがベンチマークを上回った場合に支払われる成功報酬をプールします。オービス社の報酬は、このフィー・リザーブにプールされたプラスの成功報酬から支払われます。その額は、年率でフィー・リザーブの残高の3分の1に相当する額が支払われます。なお、フィー・リザーブの残高が0未満の場合は、オービス社への報酬の支払いは発生しません。

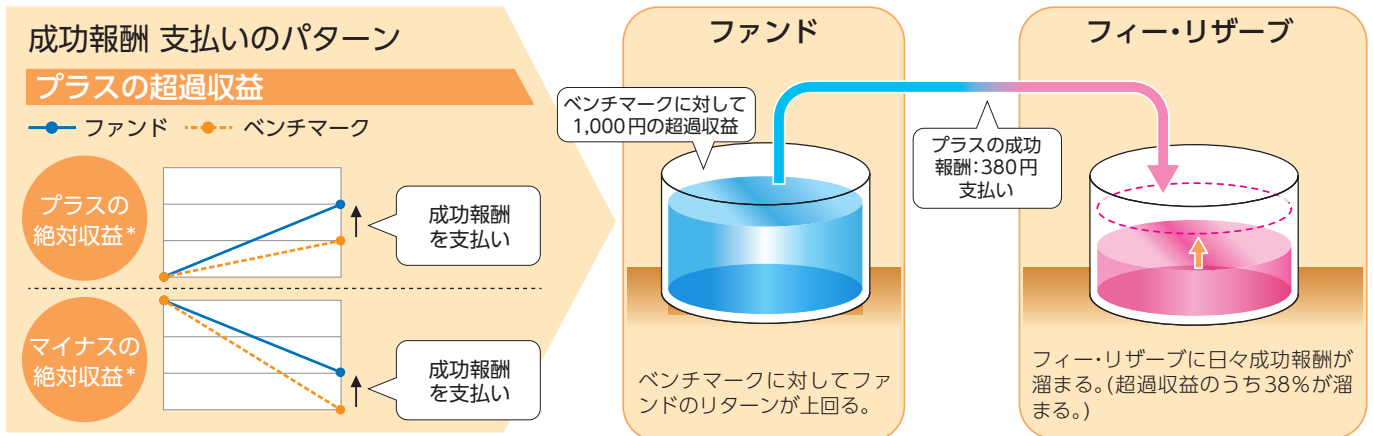
出所:オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

^{*}本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。詳しくは、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。なお、上記は投資対象ファンドの運用報酬体系のイメージ図です。

2つのケースを見てみましょう。

Case 1 成功報酬が支払われるケース

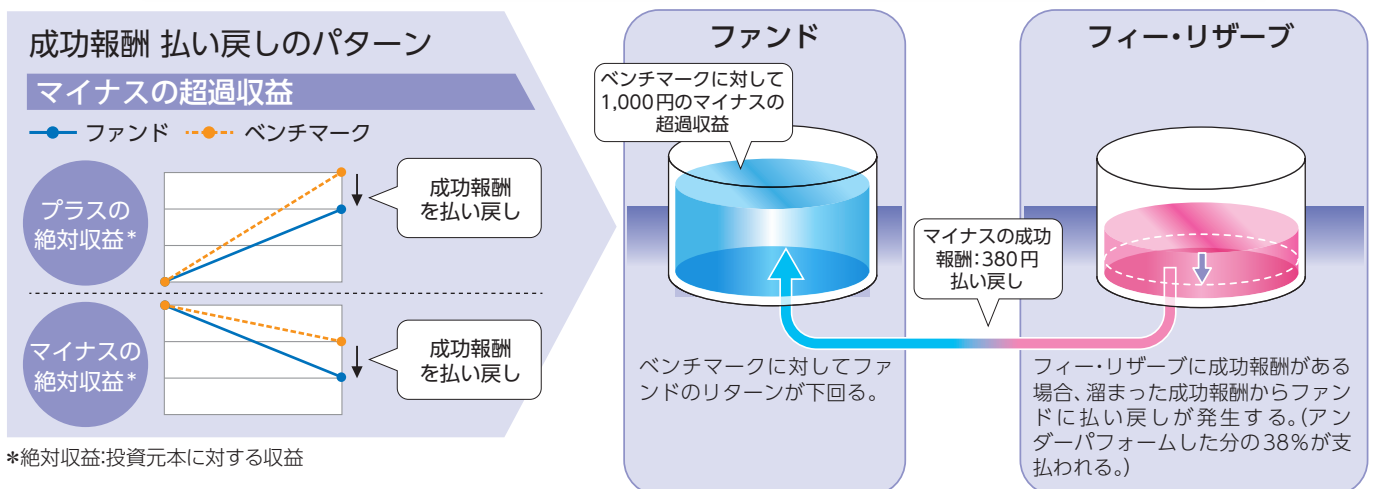
例) ベンチマークに対して1,000円のプラスの超過収益だった場合
【計算式】 $1,000円 \times 38\% = 380円$
ファンドからフィー・リザーブにプラスの成功報酬380円の支払い



*絶対収益:投資元本に対する収益

Case 2 成功報酬が払い戻されるケース

例) ベンチマークに対して1,000円のマイナスの超過収益だった場合
【計算式】 $1,000円 \times 38\% = 380円$
フィー・リザーブからファンドにマイナスの成功報酬380円の払い戻し



*絶対収益:投資元本に対する収益

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。したがって、**投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株価変動リスク

本ファンドは実質的に日本の株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。また、国内や海外の社会・政治・経済情勢等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。



流動性リスク

本ファンドは実質的に一部、日本の中小型株式に投資を行う場合がありますので、流動性リスクを伴います。中小型株式は、一般に株式市場全体の平均に比べ市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し、短時間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とする外国証券投資法人においては、基本的に、申込当日の日本株式市場の終値に基づいて純資産価格が算出されますが、その後日本株式市場の評価が大きく変動した場合には、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行われる場合があります。その場合、本ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行われた純資産価格を用いて計算されますので、本ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象ファンドの外国投資信託証券に関する注意事項の概要はP.5「追加的記載事項」に記載しています。なお、全文は請求目論見書等に記載しています。

リスク管理体制

- 委託会社では、管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内を設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されており、管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督を行います。
- 委託会社では、運用部門において、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの評価およびモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、その結果は定期的に取り締役会に報告されます。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、是正勧告等の監督を行います。

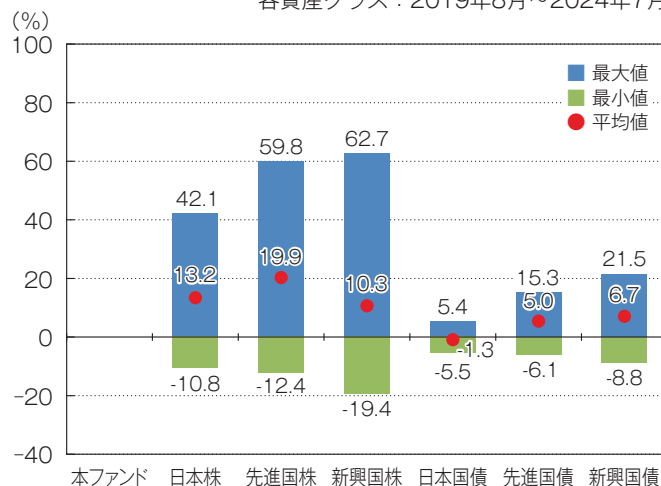
(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

各資産クラス：2019年8月～2024年7月



※本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示することができません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、JPXが有しています。

※MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、本ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社で開示される予定です。

● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配の推移

該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※本ファンドは、ベンチマークを設定していませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載していません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社により異なります。
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	当初申込期間:当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間:販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社により異なります。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間:販売会社が定める時間とします。 継続申込期間:原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間:2024年11月1日から2024年11月14日まで 継続申込期間:2024年11月15日から2026年2月19日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	バミューダの銀行休業日かつニューヨークの銀行休業日または委託会社の定める休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金は制限する場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	指定投資信託証券の売買ができない場合、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある場合は、購入・換金の受付を中止およびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消すことがあります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日:2024年11月15日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年11月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回(11月20日)の決算時に原則として収益の分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。
当 初 募 集 総 額	500億円を上限とします。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円を上限とします。
公 告	原則として、委託会社のホームページに電子公告を掲載します。 ホームページ・アドレス: https://www.aozora-im.co.jp/
運 用 報 告 書	11月のファンド決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限 として販売会社毎に定める率を乗じて得た額とします。	商品説明、募集・販売の取扱い等の対価
信託財産留保額	なし	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

項目	ファンドの純資産総額に応じて		費用の概要	
	500億円以下の部分	500億円超の部分		
運用管理費用(信託報酬)の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて右記の通りとします。	費用の額・料率			
	1.2100% (税抜1.100%)	1.1000% (税抜1.000%)	信託報酬=日々の純資産総額×信託報酬率	
①本ファンドの運用管理費用(信託報酬) ^{*1}	内訳(年率)			
	委託会社	0.5225% (税抜0.475%)	0.4125% (税抜0.375%)	ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価
	販売会社	0.6600% (税抜0.600%)	0.6600% (税抜0.600%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価
	受託会社	0.0275% (税抜0.025%)	0.0275% (税抜0.025%)	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価
②投資対象とする投資信託証券の運用報酬	基本報酬:ありません <成功報酬 ^{*2} > 成功報酬(日次)=ベンチマークに対する超過収益×±成功報酬38% [*] *±成功報酬38%とは +(プラス)成功報酬38%:ベンチマークを上回った場合、その上回った部分の38%が成功報酬となります。 -(マイナス)成功報酬38%:ベンチマークを下回った場合、その下回った部分の38%が払い戻す成功報酬となります。		投資対象とする投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬	
実質的な負担 ^{*3}	上記①のファンドの純資産総額に 年率1.210%(税抜1.100%)以内 の率を乗じた額に上記②の 成功報酬 を加えた額となります。		ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)	
<p>※1 本ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> <p>※2 本ファンドの成功報酬は、ファンドが投資対象とする投資信託証券において、その運用実績が良好であった場合に発生し、良好でなかった場合は投資対象ファンドに払い戻す費用です。なお、成功報酬は、投資対象とする投資信託証券より支払われます。また、成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。成功報酬の詳細はP.6をご参照ください。</p> <p>※3 上記は目安であり、指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。</p>				
その他の費用手数料	信託事務の諸費用	監査費用、印刷費用等および信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.2%を上限として日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。また、投資対象とする投資信託証券において管理報酬等が別途加算されますが、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況等に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。		
	売買委託手数料等	有価証券売買時の売買委託手数料、借入金・立替金の利息、ファンドに関する租税等がファンドから支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記手数料等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。

上記は、2024年7月末現在のものです。なお、税法が改正された場合には、上記内容等が変更される場合があります。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

上記は、2024年7月末現在のものです。なお、税法が改正された場合には、上記内容等が変更される場合があります。



AOZORA

あおぞら投信